

この重要事項等説明書は、「契約概要」「注意喚起情報」の2つで構成されています。行事参加者の傷害危険補償特約セット傷害保険(以下「レクリエーション傷害保険」とします。)をご契約いただくにあたっての重要な事項および個人情報の取扱いについてのご説明となりますので内容を十分にご確認ください。この重要事項等説明書の主な用語のご説明は、「契約概要」の「用語のご説明」に記載しています。なお、ご契約者と被保険者(保険の対象となる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。

契約概要

契約概要のご説明

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約になる前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。

詳細については、普通保険約款および特約等をご確認ください。普通保険約款および特約等は、損保ジャパン公式ウェブサイトからダウンロードしていただけます。

ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

1 商品の仕組み

■本書面の対象になる商品は、レクリエーション傷害保険です。この保険は、行事に参加される方を被保険者(保険の対象となる方)として、それらの方が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされたときに保険金をお支払いします。

■被保険者の範囲および補償の対象となる事故は次のとおりです。

被保険者の範囲	補償の対象となる事故
日本国内における行事 ^(※) (レクリエーション)の参加者全員	行事に参加するため所定の場所に集合された時から所定の場所にて解散されるまでの間で、かつ、責任者の管理下にある間に生じた急激かつ偶然な外来の事故。また、往復途上傷害危険補償特約が自動セットされますので、行事の集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の往復途上に生じた事故も補償します。

(※)「日本国内における行事」に関するご注意

- ご契約の際に、対象となる行事を特定していただきます。
- 行事開始までに名簿などにより参加者を把握されており客観的に確認ができること、および20名以上の参加者が見込まれていることがご契約の条件となります。
*宿泊を前提とした行事への参加については、ご契約いただけません。

2 基本補償の内容

(1) 保険金をお支払いする場合

お支払いする保険金は次のとおりです。詳細については、普通保険約款および特約をご確認ください。また、補償項目は複数の組み合わせでご契約いただくことが可能です。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。
後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。
入院保険金 (入院1日目から補償)	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。
手術保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額を、手術保険金としてお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりません。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、入院中に受けた手術の場合の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりません。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
通院保険金 (通院1日目から補償)	<p>急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p>(注1)通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等^(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。</p> <p>(※)ギブス(キャスト)、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。</p> <p>(注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>

(注)すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金を支払うべきケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事由によって生じたケガに対しては、保険金をお支払いしません。詳細については、普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」をご確認ください。

<p>■故意または重大な過失 ■自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ■脳疾患、疾病または心神喪失 ■妊娠、出産、早産または流産 ■外科的手術その他の医療処置 ■戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質によるもの ■地震、噴火またはこれらによる津波^(※) ■頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ■ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ■自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など</p>
--

(※)天災危険補償特約がセットされている場合は、お支払いの対象となります。

3 主な特約とその概要

主な特約は次のとおりです。詳細については、普通保険約款および特約をご確認ください。

特約	概要
往復途上傷害危険補償特約 【自動セット】	補償の対象となる行事の集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の往復途上に受けたケガを補償します。
細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約 【自動セット】	細菌性食中毒およびウイルス性食中毒によって被った中毒症状を補償します。
熱中症危険補償特約 【自動セット】	日射または熱射による身体の障害を補償します。
行事の順延に関する特約 【自動セット】	<p>悪天候等によって行事が順延となった場合に、ご契約当初の開催日から1か月以内(1か月後の応当日まで)であれば、保険期間を順延日に自動的に変更します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、自動変更の対象とはならず、別途お申込み手続きが必要となりますので、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。</p> <p>①ご契約当初の開催日の1か月後の応当日の翌日以降に順延される場合 ②ご契約当初の開催日に行事の一部が開催された場合 ③順延の結果、開催日数が2日以上となる場合</p>
天災危険補償特約 【任意セット】	地震もしくは噴火またはこれらによる津波およびこれらに伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によるケガを補償します。

4 保険期間(保険のご契約期間)

この保険の保険期間は1日となります(午前0時に始まり、午後12時に終了します。)。行事開催日に合わせて設定してください。

※実際のご契約における保険期間については申込画面をご確認ください。

5 引受条件(保険金額等)

■各保険金額ともお引受けの限度額があります。

■保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要については、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

■告知の内容や事故の発生等によりご契約のお引受けをお断りすることなどがあります。

(注)実際にご契約いただくお客さまの保険金額については、申込画面でご確認ください。

2. 保険料

保険料はご契約金額、保険期間、行事内容などにより決定されます。実際にご契約いただくお客さまの保険料は、申込画面でご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、ご契約者本人名義(法人契約の場合、当該法人が会員となって発行され、当該法人からクレジットカードの使用を認められた者の名義)のクレジットカードによる払込みのみとなります。保険契約成立後、保険料はクレジットカード会社の会員規約に基づき所定の期日にクレジットカードの取引口座より引き落とされます。お支払い方法は1回払のみとなります。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

この保険は保険期間が1日のため、解約返れい金はありません。行事が中止となった場合は、ご契約を取消し保険料をお返しすることがありますので、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

<用語のご説明> この重要事項等説明書において、主な用語の定義は以下のとおりです。

用語	用語の定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
ケガ	<p>急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体のケガをいい、このケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 ・靴ずれ、車酔い、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。 ・細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約が自動セットされますので、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒によって被った中毒症状もお支払いの対象となります。 ・熱中症危険補償特約が自動セットされますので、日射または熱射による身体の障害の場合も「急激かつ偶然な外来の事故」に含み、お支払いの対象となります。
保険金額・保険金日額	ご契約いただいた保険契約で保険金をお支払いする事由に該当された場合に、保険会社がお支払いする保険金の額または限度額のことです。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kan.html)
保険金	被保険者が所定のお支払い事由に該当された場合に、保険会社がお支払いする金銭のことです。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
テロ行為	政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連携するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

◆おかけ間違いにご注意ください。

●損保ジャパンへの 相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

【窓口：カスタマーセンター】

0120-888-089

<受付時間>

平日 午前9時～午後6時

土日祝日 午前9時～午後5時

(12月31日～1月3日は休業)

<公式ウェブサイト>

<https://www.sompo-japan.co.jp/>

●保険会社との間で問題を解決 できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会
「そんぽADRセンター」】

 **0570-022808** <通話料有料>

<受付時間>

平日：午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

<受付時間>

24時間365日

注意喚起情報

注意喚起情報のご説明

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。

ご契約になる前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。

詳細については、普通保険約款および特約等をご確認ください。普通保険約款および特約等は、損保ジャパン公式ウェブサイトからダウンロードしていただけます。

ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

1. クーリングオフ(契約申込みの撤回等について)

この保険は保険期間が1日のため、ご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

2. 告知義務・通知義務等

■ 契約締結時における注意事項(告知義務等)

(1) 申込画面のご入力にあたっての注意点

申込画面にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)には、告知事項^(※1)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※1)危険に関する重要な事項のうち、申込画面の入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

①被保険者の人数

②居住地および行事開催状況

③他の保険契約等^(※2)の加入状況

(※2)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

■告知事項について、事実を回答されなかった場合または事実と異なることを回答された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

■「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がないときは、保険金をお支払いします。

(2) 保険契約の成立

お申込み手続き後、クレジットカードの有効性を確認します。有効性が確認されると、保険契約成立の画面が表示されますので、この時点で保険契約は成立します。また、保険契約成立と同時に登録いただいたご契約者のメールアドレスに、お申込手続き完了のメールを送付します。なお、保険契約成立後、保険料はクレジットカード会社の会員規約に基づき所定の期日にクレジットカードの取引口座より引き落とされます。

(3) 死亡保険金受取人について

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を定めることはできません。

(4) お申込み可能期間

お申込みできる期間は、行事開催日45日前から開催日前日までとなります。

(5) 死亡保険金受取人について

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。

■ 契約締結後における留意事項(通知義務等)

(1) 被保険者の人数が変更となる場合

■被保険者の人数が増加または減少となる場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。行事開催日の前日までは、変更後の被保険者の人数で再度お申込みいただいたうえで、お客さまページから現在のご契約を取り消してください。行事開催日以降の契約の取消・変更はお客さまページでのお手続きができませんので、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■ご通知いただいた内容に基づき、保険料を請求または返還します。追加保険料の支払いがなかった場合は、保険金を削減してお支払いすることがあります。

(2) メールアドレス、住所を変更された場合

メールアドレスはお客さまページより変更することが可能です。

申込画面に入力した住所を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

(3) 前記以外のご契約内容の変更を希望される場合

行事の内容や日程が変更になる場合等、ご契約内容の変更を希望される場合、行事開催日の前日までは、変更後の内容で再度お申込みいただいたうえで、お客さまページから現在のご契約を取り消してください。行事開催日以降の契約の取消・変更はお客さまページでのお手続きができませんので、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。また、ご契約内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

(4) 通信トラブル等による責任について

損保ジャパンの責によらない通信手段、端末障害等により、インターネットでの保険契約手続きが遅延もしくは不能となったために生じた損害または通信経路での盗聴等により、保険契約情報、保険料支払情報等が漏えいしたために生じた損害については取扱代理店ならびに損保ジャパンは責任を負いません。

(5) 重大事由による解除等

保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者がご契約者以外の方である場合、その被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。解除の条件やお手続き方法等の詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(6) 金融機関のホームページを経由してこの画面をご覧いただいているお客さまへ

保険契約等の当事者は、保険会社とご契約者本人となります。したがって、保険契約を引き受け、保険金・解約返れい金等をお支払いするのは保険会社となります。取扱代理店が法令等に抵触してお客さまに損害を与えた場合、取扱代理店としての販売責任を負います。なお、金融機関における保険募集の苦情・相談窓口および連絡先は、各金融機関のホームページ等でご確認ください。

3. 補償の開始・終了時期

保険責任は、保険期間(行事開催日)の午前0時に始まります。保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。保険料は、ご契約と同時に全額をお支払いください。

保険期間が始まった後であっても、行事に参加する目的をもって自宅を出発したときから自宅に帰着するまでの間以外で発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

4. 保険金の請求について

(1) 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

(2) 保険金のご請求にあたっては、普通保険約款および特約に記載されている書類ならびに次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書 など
③	ケガの程度等が確認できる書類	死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など
⑥	行事の主催者が発行する、行事に参加している間に生じた事故であることを証明する事故証明書	左記の書類であれば、どのようなものでも問題ありません。
⑦	順延した日の事故の場合は、行事の主催者が発行する行事が順延して開催されたことを証明する書類	左記の書類であれば、どのようなものでも問題ありません。

(注1) 事故の内容またはケガの程度等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

(3) 前記(2)の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容については、損保ジャパンまでお問い合わせください。

(4) ケガをされた場合は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払い対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

5. 保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事由によって生じたケガに対しては、保険金をお支払いしません。詳細については、普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」をご確認ください。

■故意または重大な過失 ■自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ■脳疾患、疾病または心神喪失 ■妊娠、出産、早産または流産 ■外科的手術その他の医療処置 ■戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ■地震、噴火またはこれらによる津波^(※) ■頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ■ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ■自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など

(※) 天災危険補償特約がセットされている場合は、お支払いの対象となります。

6. 解約と解約返れい金

この保険は保険期間が1日のため、解約の取扱いおよび解約返れい金はありません。行事が中止となった場合は、ご契約を取消し保険料をお返しすることがありますので、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

7. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

8. 個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご契約内容確認事項(意向確認事項)

この保険は、行事参加中のケガによる治療や死亡等を補償する保険です。

ご契約にあたり、お申込みの内容がお客さまのご意向に沿っていること、お申込みをされるうえで特に重要な事項が正しい内容になっていることを、再度ご確認のうえお申込みください。

次の補償内容等について、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ①保険金の種類、セットされる特約
- ②被保険者の範囲
- ③保険金額
- ④保険期間(行事開催日に合わせてご設定ください。)
- ⑤保険料、保険料払込方法、契約者配当金制度がないこと

保険金額や保険料等、お客さまのご意向に沿わない場合は、申込内容を修正いただくか、取扱代理店にお問い合わせください。

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

◆おかけ間違いにご注意ください。

●損保ジャパンへの 相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

【窓口:カスタマーセンター】

0120-888-089

〈受付時間〉

平日 午前9時～午後6時

土日祝日 午前9時～午後5時

(12月31日～1月3日は休業)

〈公式ウェブサイト〉

<https://www.sompo-japan.co.jp/>

●保険会社との間で問題を解決 できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口:一般社団法人日本損害保険協会
「そんぽADRセンター」】

 **0570-022808** 〈通話料有料〉

〈受付時間〉

平日:午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】

0120-727-110

〈受付時間〉

24時間365日